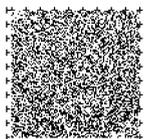


バリアフリー整備における知見集

～北区バリアフリー基本構想の推進から～

令和8年3月

東京都 北区



目次

1 作成の趣旨	1
2 区民部会の取組経緯	2
3 基本的な考え方	3
4 バリアフリー整備における知見	4
事例1：JR 浮間舟渡駅駅前広場	6
事例2：NTC（ナショナルトレーニングセンター）	10
事例3：赤羽台けやき公園	13
事例4：中央公園通り（生活関連経路：北 1256 号【十-04】）	15
事例5：王子第一小学校	18
事例6：東本通り（生活関連経路：北 1283 号【赤-22】）	20
事例7：飛鳥山公園駐車場・中央公園駐車場	23
5 今後の展開	27
参考資料	28

1 作成の趣旨

- ・ 北区では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）に基づき、「北区バリアフリー基本構想【全体構想】」や、区を3つの地区に区分した「北区バリアフリー基本構想【地区別構想】」を策定し、地域一体での連続的・面的なバリアフリー整備やこころのバリアフリー等の取組を進めています。
- ・ 基本構想では、多様な利用者が安全に移動・利用しやすい施設整備を進めていく際の共通の考え方を配慮事項として示しています。また、基本構想の推進にあたっては、障害当事者や専門家で構成する「区民部会」により、平成27年度から毎年「まちあるき点検」を実施して、施設の現地確認及び意見交換を重ね、この意見を基に「共通の配慮事項※」を更新し、施設設置管理者等が取組を実施していただけるよう協力を依頼してきました。
- ・ これを受け、施設設置管理者等は、移動等円滑化基準や「共通の配慮事項」に加え、まちあるき点検における意見の反映やその他工夫により、バリアフリー整備を実施してきました。
- ・ そこで、バリアフリー整備を推進するにあたり、施設設置管理者等が検討したプロセスと整備の到達点を“知見”として整理し、赤羽地区・滝野川地区・王子地区の施設設置管理者等に周知を図り、今後のバリアフリー整備において、より良い施設整備・維持管理・運用を図るため、本「知見集」を作成しました。

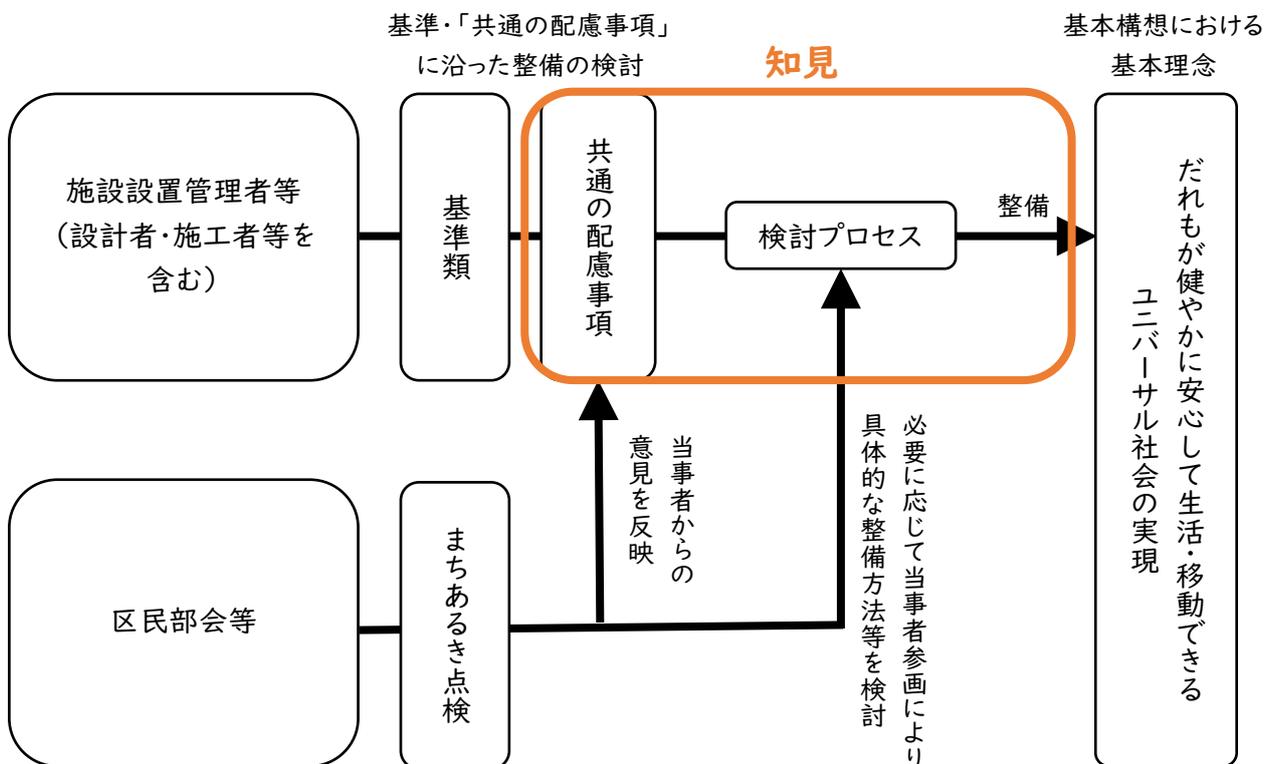


図 バリアフリー整備に向けたこれまでの流れ

※「共通の配慮事項」とは、平成 27 年度から実施してきたまちあるき点検などの結果を踏まえとりまとめた、多様な利用者が安全に移動・利用しやすい施設整備に向けた対応を進めていく際の共通の考え方のことであり、基本構想に位置付け、令和 2 年度に作成した中間評価で更新しています。

2 区民部会の取組経緯

- 区民部会では、平成27年度から毎年「まちあるき点検」を実施して、バリアフリー化が進んだ施設及びバリアフリー化に向けた更なる改善が必要な施設等について、現地確認や意見交換を実施してきました。現地確認・意見交換の趣旨として、以下の3点があります。
 - ①バリアフリーの課題把握と改善提案
 - ②設計段階・整備段階での提案
 - ③バリアフリー整備後の確認による残された課題の把握
- 毎年度まちあるき点検を実施することにより、区全体におけるバリアフリー整備に関する区民意見（良い点や改善点）を多く得られました。これにより、施設設置管理者等によるより良いバリアフリー整備が図られています。

表 まちあるき点検に関連する取組

年度	取組内容	
	基本構想の策定・評価等に関連する取組	まちあるき点検に関連する取組
平成27年度	全体構想 策定	・王子駅周辺まちあるき勉強会
平成28年度	地区別構想① 【赤羽地区】策定	・赤羽・赤羽岩淵・志茂駅周辺まちあるき点検 ・赤羽・北赤羽・浮間舟渡駅周辺まちあるき点検
平成29年度	地区別構想② 【滝野川地区】策定	特定事業計画① 【赤羽地区】作成
平成30年度	地区別構想③ 【王子地区】策定	特定事業計画② 【滝野川地区】作成
令和元年度		特定事業計画③ 【王子地区】作成
令和2年度	【赤羽地区】【滝野川地区】の進捗状況把握 → 中間評価とりまとめ	・滝野川地区まちあるき点検
令和3年度	【王子地区】の進捗状況把握	・王子地区まちあるき点検 ・王子第一小学校施設見学会
令和4年度		・赤羽地区まちあるき点検 ・浮間舟渡駅駅前広場バリアフリー化意見交換会（東京都）
令和5年度	バリアフリー整備における知見集（骨子案）の作成	・赤羽地区・滝野川地区まちあるき点検
令和6年度	バリアフリー整備における知見集の作成	・王子地区・赤羽地区まちあるき点検

3 基本的な考え方

- ・ 区内では、これまでも多くの施設でバリアフリー化に向けた取組が実施されてきました。バリアフリー整備を考える上では、バリアフリー法や東京都福祉のまちづくり条例等に定められる基準適合義務に従った整備が原則となります。
- ・ これまでのまちあるき点検においては、基準を満たしたバリアフリー整備がされても、使い勝手が悪かったり、管理・運用面等で新たなバリアが生じてしまう場合が見られました。また、道路と施設敷地など管理者が異なると整備内容も異なり、連続性への配慮が欠けるなど、新たな課題も指摘されています。一方で、軽微な改修・運用・維持管理については、バリアフリーに関する基準やマニュアルはありませんが、「共通の配慮事項」やまちあるき点検結果を踏まえた施設独自の工夫により対応している好事例もあります。
- ・ バリアフリー整備にあたっては、当事者目線で整備や運用・維持管理を考えていくこと、また、自己の施設だけで考えるのではなく、周辺施設と連続し一体的な整備となるように進めることが重要です。

バリアフリー整備における基本的な考え方

- ① 高齢者、障害者等の多様なニーズを聞いて、当事者目線で使い勝手を考える。
- ② 多様な関係者との連携・調整を図り、空間面でも運営面でも連続性・一体性のあるバリアフリー化を実現する。
- ③ 多様な立場からの「気づき」を共有し、他の施設でも活かせるように水平展開を図る。

4 バリアフリー整備における知見

◆知見集に掲載している事例の概要

- ・ 本知見集は、基本構想を策定後に、施設設置管理者等が北区内でバリアフリー整備を実施するにあたり、基準や「共通の配慮事項」に加え、まちあるき点検における意見等を踏まえて工夫を行った主な事例を掲載しています。

表 知見集に掲載している事例の概要

場所		概要
事例 1	JR 浮間舟渡駅駅前広場	駅前広場等のバリアフリー整備に向け、学識経験者、当事者、関係事業者、行政で構成された検討会を設け、整備方針の検討、整備中の確認、事後評価等を行った。
事例 2	NTC (ナショナルトレーニングセンター)	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、NTC(ナショナルトレーニングセンター)及び周辺アクセス道路をパラアスリート等が安心して利用できるよう、障害当事者及び学識有識者等を含めた関係者の参画を得て、実地点検を実施し、整備方針をとりまとめた。
事例 3	赤羽台けやき公園	新規公園整備にあたり、公園づくりワークショップやまちあるき点検の実施による当事者意見を踏まえ、インクルーシブ遊具や車いす使用者用トイレの大型ベッドの設置など、バリアフリー整備を行った。
事例 4	中央公園通り (生活関連経路: 北 1256 号【十-04】)	王子特別支援学校の改修による歩道状空地の整備により、空地を活用した視覚障害者誘導用ブロック及び横断歩道の設置位置を改善した。さらに、交通管理者との協議により、横断歩道・エスコートゾーンを新設した。
事例 5	王子第一小学校	なでしこ小学校等複合施設(H30.4 開設)及び王子第一小学校(R3.9 開設)の新設に伴い、区民部会が主体となり、施設点検を実施して良い点や改善点を確認し、改善可能な範囲で整備へ反映することに努めた。
事例 6	東本通り (生活関連経路: 北 1283 号【赤-22】)	地区別構想の「共通の配慮事項」及び道路共通の特定事業に記載されている「視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内誘導の仕組みや表示方法等を検討する」について、行先案内表示のある誘導用ブロックを試作し、区民部会・事業者部会合同意見交換会を実施して設置に向けた検討を行った。設置後は、まちあるき点検を実施して評価を行った。
事例 7	飛鳥山公園駐車場・ 中央公園駐車場	基本構想に位置づけた「共通の配慮事項」を踏まえ、車いす使用者用駐車施設における車両後方部の乗降スペースを確保するための整備を具体的に検討し、実現に至った。

◆ページ構成について

事例 1 : ~ ~		Google マップ (QR コード)
生活関連施設・生活関連経路：		
特定事業：		
事業主体：		
関連する「共通の配慮事項」：		
整備概要：		
整備に至った動機・背景： ・整備前の問題点、問題が生じている理由 ・協議会意見やまちあるき点検等の区民意見を踏まえて整備・工夫しようと考えた点 等		
検討プロセス ・検討期間 ・どのような関係者とどのような調整を行ったか ・当初想定していた整備方法から、関係者調整(当事者意見や管理者協議)等によって変更した点 等		
整備状況 ・その取組の様子や実際の整備写真 等	事例写真	事例写真
成果 ・「基準適合」だけではない工夫により実現できた点 ・取組に関わったことによる担当者自身や調整した関係者、利用者等の意識の変化 等		
苦労した点 ・関係者との調整などの検討プロセス等において、調整が難航した・苦労したこと 等		
残った課題 ・調整の結果、思ったようには実現できなかったこと ・検討のもっと早い段階で意見の反映を考えていれば実現できたこと ・整備したことにより生じた新たな課題 等		
展開方針 ・この取組による知見を施設設置管理者等としてどのように展開していきたいと考えるか 等		

図 ページ構成

事例1：駅前広場のバリアフリー化における当事者参画による検討



事業概要

Google マップ→

生活関連経路 | JR浮間舟渡駅駅前広場

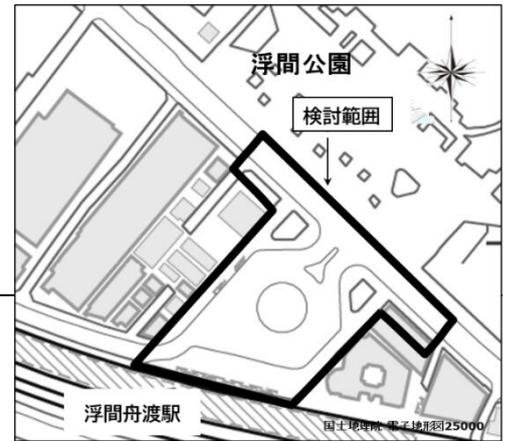
特定事業 |

- ・ 車止めの設置位置の改善または安全対策
- ・ 横断歩道接続部等の段差や勾配の改善
- ・ インターロッキング舗装のがたつきの解消
- ・ タクシー乗降場の段差の解消
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの改修
- ・ バリアフリー対応型信号機・エスコートゾーンの整備

事業主体 | 東京都建設局第六建設事務所

東日本旅客鉄道株式会社

警視庁

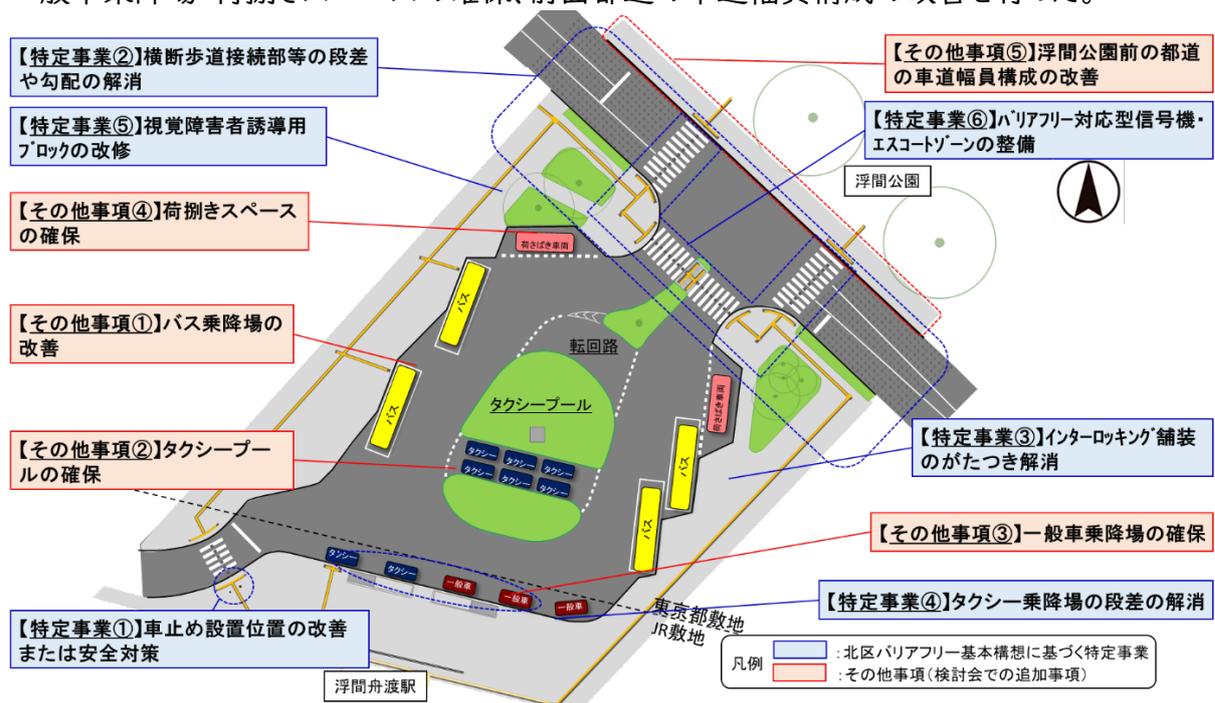


関連する「共通の配慮事項」 |

- ・ 歩道の傾きやがたつきを解消し、平坦かつ十分な有効幅員が確保された歩行空間を整備する。
- ・ 横断歩道接続部の勾配を解消し(5~8%以下)、車いす使用者が安全に滞留できるスペースを整備する。
- ・ バス停留所を設置する歩道は、バスが正着(バス停留所に寄せてまっすぐ停車)しやすく、車両との段差が生じない構造に改良するとともに、乗降口の位置がわかるように視覚障害者誘導用ブロックを設置する。(バス事業者との連携)
- ・ タクシー乗降場を設置する歩道は、車いすでも座席の直近まで接近できるように、歩車道境界の段差を少なくする(2cmを標準)。
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックは、JIS 規格に適合したものとし、舗装面との色の差による見やすさに配慮するとともに、経年劣化しにくい方法で設置する。

整備概要 |

- ・ 駅前広場のバリアフリー化に向け、定められた特定事業のほか、バス乗降場の改善、タクシープール・一般車乗降場・荷捌きスペースの確保、前面都道の車道幅員構成の改善を行った。



整備に至った動機・背景 |

- ・ 東京都では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、障害者や高齢者をはじめとする全ての利用者が使いやすい道路整備を目指し、より利用者目線に立ったバリアフリー整備を進めるためのモデル事業を実施することとした。
- ・ モデル事業の適地を検討した結果、バリアフリー基本構想の特定事業を定めており、交通結節点として多くの人が利用しているJR浮間舟渡駅駅前広場を選定した。

検討プロセス

検討期間 | 平成30年度～令和4年度

関係者との調整経緯 |

「浮間舟渡駅駅前広場バリアフリー化検討会」による検討

- ・ 有識者3名、高齢者・障害者団体等16名、公共交通事業者4名、関係行政機関10名からなる検討会を設置し、計画段階・工事段階で8回の検討会（現地視察を含む）及び整備後の評価のための意見交換会を実施した。
- ・ 駅の西側が板橋区であることを考慮し、北区バリアフリー基本構想推進協議会の委員を中心に、板橋区の地元町会や行政機関を含めて構成した。
※バリアフリー化検討会の記録：

<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/dourokanri0046.html>

関係機関との調整

- ・ 検討会で示された方針を実現するため、関係者調整を実施した。主な調整内容は以下。
 - ①敷地所有者が東京都（公園側）とJR（駅側）に分かれていたため、舗装材や色彩、視覚障害者誘導用ブロックなどが連続した整備となるように協議しながら事業を進めた。
 - ②横断歩道に接続する視覚障害者誘導用ブロックと、エスコートゾーンや音響式信号機のスピーカーが直線上に整備されるよう、道路管理者と交通管理者で調整した。
 - ③前面都道の横断歩道接続部の勾配を改善するため、隣接する浮間公園の公園管理者と調整し、公園敷地内の歩道状空地を含めた歩道の盤下げを行ったほか、公園入口まで視覚障害者誘導用ブロックを連続設置するよう調整した。
 - ④正着しやすいバス乗降場の形状や上屋の設置、ロータリー内での待機などの運用面も含めた使い勝手について、バス事業者と調整した。

整備状況（整備概要で示した事業より、特定事業④、その他事項①、特定事業⑥について紹介）

段差のある乗り場が1か所のみ 視覚障害者誘導用ブロックなし
視覚的な刺激の大きいモザイク模様のインターロッキング舗装



【タクシー乗降場の整備内容】

※事業主体：東日本旅客鉄道（株）
タクシー乗り場、降り場はそれぞれ2箇所設置し、乗降に時間がかかる車いす使用者がUDタクシーに乗降中も、後続のタクシー利用者の乗降を可能とした。

側方乗降式のUDタクシーは、マウントアップ型式の方が車いす用スロープ板を設置し易く、乗降し易いため、マウントアップ型式のままの乗り場/降り場を1箇所ずつ整備した。

後部乗降式のUDタクシーは、一旦車道に降りて乗降することが必要なため、マウントアップ型式の歩道から車道へ至るスロープ付きの乗り場/降り場を1箇所ずつ整備した。

路面はがたつきが発生しにくく、発達障害の方にも刺激になりにくいグレーのカラーアスファルト舗装（浮間公園側の自然石舗装との一体感にも留意）とし、駅からタクシー乗り場への視覚障害者誘導用ブロック（側帯により輝度比を確保）を設置した。

バスの斜め停車



視覚障害者誘導用ブロック上に並び列



【バス乗降場の整備内容】※事業主体:東京都

バス停留所を三角形切り込み型に改良することで、バスの正着性を向上させ、利用者が乗降しやすい乗降場を整備した。

正着性を向上させ、歩道とバス車両の隙間を減少させることにより、バス利用者の車道の乱横断の発生を抑制した。

歩道を張り出し、三角形切り込み型へ改良することにより、歩道上にバス待ち利用者の滞留空間を確保し、ゆとりある歩行空間を整備した。これにより、バス待ち行列と視覚障害者誘導用ブロックの離隔を確保した。併せて、高木植栽の撤去も行った。

バリアフリー対応ではない信号機 エスコートゾーンなし



【バリアフリー対応型信号機・

エスコートゾーンの整備内容】

※事業主体:警視庁

音響式信号機のスピーカーの位置とエスコートゾーン、視覚障害者誘導用ブロックの線状ブロックが直線上となるように整備した。

音響式信号機は夜間の音響停止を考慮して、押しボタン式、シグナルエイド対応とした。

経過時間表示付信号機とした。

横断歩道にエスコートゾーンを設置することにより、駅から公園までの視覚障害者誘導用ブロックの連続性を確保した。

成果

- 各特定事業の実施や駅前広場の改善にあたり、**基準や「共通の配慮事項」だけでなく、利用者の生の声を反映した整備が実現した。**
- 当事者参画による検討を行う上での留意点(情報保障や安全管理等)についても知見が得られた。**
- 工事中の現地視察では、暫定的な視覚障害者誘導用ブロック設置時の課題等を把握し、現場の状況に合わせて適切に改善することができた。**
- 整備後にも現地視察及び評価を行い、検討で得られた知見をとりまとめて公表した。

※知見とりまとめ:<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/dourokanri0046.html>

当事例の図面や写真は全て上記のとりまとめからの引用であり、詳細は本編を参照のこと。

苦勞した点

残った課題

- ・ 整備後の意見交換会やアンケートでは、様々な立場の意見が反映された整備が実現したことを評価する意見がある一方、**障害当事者のみならず、地域住民や商店街等の地元の意向も汲み取りながら進めることが望ましいとの意見**が挙げられた。
- ・ バス降り場は2台重なった場合に後方のバスが発車できないため離れて停車するなど、運用上の課題がある。
- ・ 駅からタクシー乗降場までの屋根を設置して欲しいとの意見があったが、利用者数や費用面を踏まえ今回は設置せず、今後の利用状況や社会情勢などを注視していくこととした。
- ・ 一般車乗降場の最後尾に車体後方から車いす乗降の安全性を確保するゼブラと障害者優先の国際シンボルマークを設置して欲しいとの意見があったが、障害者優先表示により停車位置を限定すると、タクシー降車場兼一般車乗降場の柔軟な運用が難しくなることから設置しないこととした。

展開方針

この事例における今後の展開・留意事項 |

- ・ 一般車乗降場の当事者の利便性等のさらなる向上について、利用実態等を踏まえつつ、利用者に対する啓発など運用面の改善で対応する。

他の事例に生かしていきたい事項 |

- ・ これまでの**検討会から整備完了までの経緯や、整備後の利用状況調査・意見交換会等で得られた貴重な知見を広く周知し、都内のバリアフリー化を促進させる。**

事例2：関係省庁等連絡会議を踏まえた NTC 周辺のバリアフリー整備



事業概要

Google マップ→

生活関連施設 | 国立スポーツ科学センター、西が丘サッカー場(味の素フィールド西が丘)

生活関連経路 | 北1278号【桐-07】、北1531号【桐-08】

特定事業 |

- ・ 歩道の傾きやがたつき、横断歩道部の勾配の解消
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置 (JIS規格適合・輝度比の確保・バス停留所及び生活関連施設への誘導)

事業主体 | 独立行政法人日本スポーツ振興センター (JSC)、北区 土木部 道路公園課、
北区 土木部 土木政策課ほか

関連する「共通の配慮事項」 |

- ・ 道路と建築物の連続性に配慮し、段差を解消するとともに、歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。(道路管理者と連携)。
- ・ 歩道の傾きやがたつきを解消し、平坦かつ十分な有効幅員が確保された歩行空間を整備する。
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックは、JIS規格に適合したものとし、舗装面との色の差による見やすさに配慮するとともに、経年劣化しにくい方法で設置する。
- ・ 沿道の生活関連施設の利用状況やニーズを考慮し、必要に応じて施設入口へ連続的に誘導するブロックを設置する。(施設設置管理者と連携)

整備概要 |

- ・ 西が丘地区に所在するナショナルトレーニングセンター (NTC) 周辺のバリアフリー化に向けて、「ナショナルトレーニングセンターの周辺のバリアフリー化促進に関する関係省庁等連絡会議」のワーキンググループ (WG) による実地点検結果や「ナショナルトレーニングセンターの周辺のバリアフリー化に関する当面の整備方針」を踏まえ、NTCへのアクセシブルルートについて、視覚障害者誘導用ブロックの連続設置や歩道のがたつき及び段差の解消等のバリアフリー整備を行った。

整備に至った動機・背景 |

- ・ NTCは、当時東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が控えている中、更なる共同利用化に向けて拡充棟 (NTCイースト) を整備していたところであり、令和元年6月末の完成後に供用開始が予定されていた。
- ・ こうした状況下で、パラアスリート等が安心して利用できるよう、また、大会後のレガシーとして、周辺のバリアフリー化整備を行った。

検討プロセス

検討期間 | 平成30年度～令和3年度

関係者との調整経緯 |

「関係省庁等連絡会議のWGによる実地点検」の実施による検討

- ・ 関係省庁等連絡会議の下に設置したWG構成員である日本パラリンピック委員会、日本パラリンピアンズ協会のパラリンピアンに加え、北区及び板橋区の地元の障害者並びに有識者の参画も得て、**合**
同で実地点検を実施し、**問題点等**を把握した。
- ・ 実地点検結果を基に、事務局であるスポーツ庁及びJSCを中心にWGの各構成機関において検討を行い、**バリアフリー化**を段階的・継続的に進めるべき**アクセシブルルートの整備方針**をとりまとめ、**バリアフリー整備**を行った。

事業者間での調整

- ・ **区道の視覚障害者誘導用ブロック**を連続設置するにあたって、**接続する都道の管理者 (東京都)**と**接続位置や接続方法等の確認・協議**を行った。工事の際には、沿道の施設管理者やバス事業者に工事期間を周知した。

「まちあるき点検」の実施による検討

- ・ NTCイースト及び周辺道路の工事完了後、令和元年12月12日に、北区バリアフリー基本構想推進協議会の区民部会によるまちあるき点検を実施し、バリアフリーの観点で、当該施設・経路の良い点や更なる改善が必要な点等について現地確認及び意見交換を行った。
- ・ まちあるき点検では、歩道の段差の解消や横断歩道にエスコートゾーンが整備されたことなどに対して高評価を得た。一方で、NTCの敷地内と歩道間で、視覚障害者誘導用ブロックが連続しておらず、視覚障害者がNTCの出入口を把握できないなどの指摘を受けた。
- ・ NTCの敷地内と歩道間での視覚障害者誘導用ブロックの連続設置については、まちあるき点検後に改修を行った。

整備状況（主な整備内容について紹介）

【歩道のがたつきの改修】

- ・ 車いす使用者が円滑にバスに乗りできるように、歩道のがたつきを改修



【視覚障害者誘導用ブロックの連続設置】

- ・ 区道と都道間で連続設置



- ・ NTC敷地内と歩道間で連続設置



【エスコートゾーンの整備】

- ・ 視覚障害者が安全に横断できるように、NTCの敷地内通路にエスコートゾーンを整備



【歩道のがたつき・段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの連続設置等】

- ・ 歩道の街路樹の伐採・剪定や、がたつきや段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの連続設置による歩行空間の改良



成果

- ・ 関係省庁等連絡会議の設置により、各施設管理者等が一堂に会する枠組みができたことで、それぞれが連携し、一体的なバリアフリー整備を実現することができた。
- ・ 継続的にパラアスリート等の当事者意見を聴取し、課題に取り組むことで、バリアフリー整備に関するスパイラルアップの視点・意識を持つことができた。

苦労した点

- ・ 翌年度に供用開始を迎えるというタイミングであったことから、時間的な制約があった。特に区道に関しては整備延長が長いため、整備工事に年数を要した。
- ・ 各施設管理者が、長期の整備計画や考えに基づき整備を進めていることもあり、これらの整合・調整を図る必要があった。

残った課題

- ・ NTC敷地内に設置したエスコートゾーンは、車両の通行による破損・劣化が懸念されるため、適切な維持管理が求められる。
- ・ 歩道の舗装や視覚障害者誘導用ブロックも経年で劣化し、街路樹に関しては定期的に剪定及び更新をしなければ繁茂してしまうため、適切に経過を観察し維持管理に努めていく必要がある。

展開方針

- ・ 関係省庁等連絡会議を設置し、関係者間の連携や当事者の意見を踏まえて一体的なバリアフリー整備を行った本取組がモデルケースの1つとして、各地のバリアフリー化の推進に活用されるよう、取組の当事者として継続的な発信に努める。
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置対象道路が、他機関が管理する道路に接続している場合は、現地実査及び協議を実施することで、連続的な視覚障害者誘導用ブロックの整備をすることができるため、今後も積極的な連携を図る。

事例3：赤羽台けやき公園の新設整備における当事者参画による検討



事業概要

Google マップ→

生活関連施設 | 赤羽台けやき公園（基本構想策定時の名称：赤羽台のもり公園）

特定事業 | バリアフリー化された公園の整備

事業主体 | 北区 土木部 道路公園課

北区 土木部 土木政策課

関連する「共通の配慮事項」 |

- ・ 車いす使用者が円滑に利用できるトイレを設置する（介助者の同伴など多様な動作が可能な十分な広さ、車いすの動線に配慮した設備配置、可動式手すり、大型ベッド、開閉しやすい扉の設置など）。
- ・ 沿道の生活関連施設の利用状況やニーズを考慮し、必要に応じて施設入口へ連続的に誘導するブロックを設置する。（施設設置管理者と連携）

整備概要 |

- ・ 新規公園整備にあたり、インクルーシブ遊具や車いす使用者用トイレに大型ベッドを設置するなどのバリアフリー整備を行った。

整備に至った動機・背景 |

- ・ 北区公園総合整備構想において、当該公園を「休日にお出かけする公園【タイプ3】」に位置づけしており、インクルーシブな公園施設の整備推進や、子どもと一緒に使いやすいトイレの整備を掲げていることから、当事者参画による整備・検討を行った。

検討プロセス

検討期間 | 平成28年度～令和4年度

関係者との調整経緯 |

「公園づくりワークショップ」の実施による検討

- ・ 当該公園の基本設計の検討段階で、遊びや交流の場に溶け込む緑環境を創出し、地域活動等を通じて誰もが集う交流の場となることをテーマに、参加者が主体となってゾーニングや利用方法・施設について話し合うワークショップを4回実施した。
- ・ ワークショップは、地元周辺自治会の回覧・掲示板及び北区ホームページにて参加者の募集を行い、より多くの参加者が期待できる休祝日の昼間に開催した。
- ・ 合わせて、近隣小学校の児童を対象にアンケート調査を実施した。
- ・ ワークショップやアンケート調査等の意見を参考に、車いす使用者用トイレに大型ベッドを設置し、遊具に関してはインクルーシブな利用に対応したブランコ、砂場等を設置した。

<子どもアンケート調査票>

「まちあるき点検」の実施による検討

- ・ 令和4年4月の当該公園の開園後、同年10月31日に、北区バリアフリー基本構想推進協議会の区民部会によるまちあるき点検を実施し、バリアフリーの観点で、当該公園の良い点や更なる改善が必要な点等について現地確認及び意見交換を行った。
- ・ まちあるき点検では、車いす使用者用トイレの大型ベッドやインクルーシブ遊具が設置されたことなどに対して高評価を得た。一方で、公園出入口において、接続する歩道の視覚障害者誘導用ブロックとの連続設置がされていないことなどの指摘を受けた。
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの連続設置については、道路管理者と連携し、改修工事を行った。



<現地確認の様子>

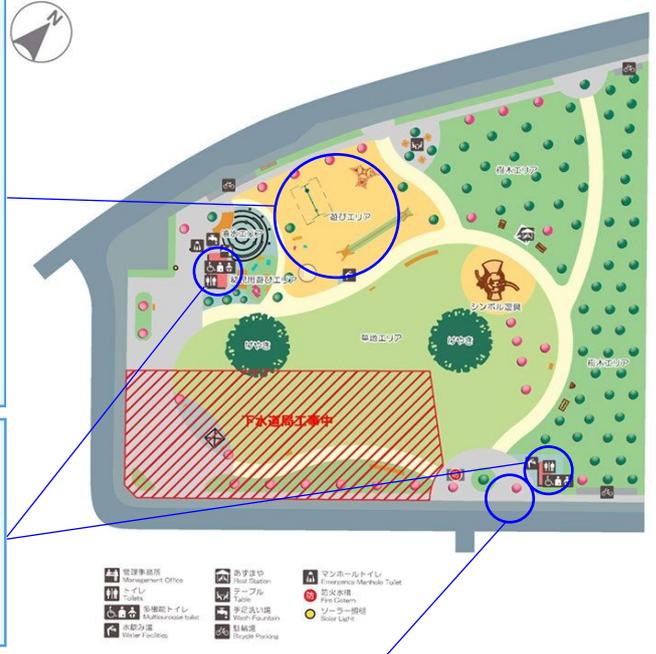


<意見交換の様子>

整備状況（当事者意見を反映した整備内容について紹介）

【インクルーシブ遊具の設置】

- ・ 障害者等に配慮し、寝転んで遊ぶことができるインクルーシブなブランコを設置
- ・ 車いす使用者も一緒に遊ぶことができるインクルーシブな砂場を設置



【大型ベッドの設置】

- ・ 車いす使用者用トイレ（2か所）に、障害者等の介助のために必要な大型ベッドを設置

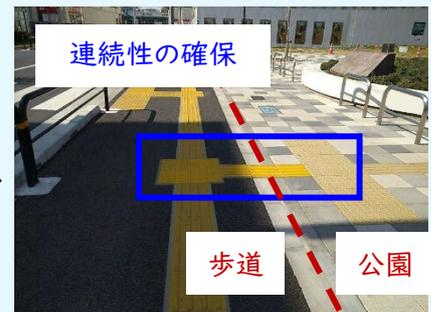


【視覚障害者誘導用ブロックの連続設置】

- ・ 視覚障害者が歩道から当該公園にアクセスできるように、歩道と公園の視覚障害者誘導用ブロックの連続性を確保



改善後



成果

- ・ ワークショップやアンケート調査、まちあるき点検の実施により、利用者の目線でどのような利用がしたいか、そのためにどのような施設配置や空間づくりが必要なのか、多様な地域住民の意見を基に整備計画を立案することができた。
- ・ 魅力ある公園は人を呼び、人が集まれば誰もが利用しやすい空間づくりが必要となり、バリアフリーな空間自体が大きな魅力につながると認識できた。

苦労した点

- ・ 区立公園では初のインクルーシブ対応施設の導入であったため、単にゾーンを分けるのではなく、公園全体として誰もが利用しやすい施設配置とするために苦慮した。

残った課題

- ・ 区立公園としては敷地が大変広く、新設だからこそ実現できた部分がある。他の公園への展開については地域のニーズを捉え、立地や高低差等の地形、敷地の広さ、整備費用等の課題について、公園ごとに検討する必要がある。

展開方針

- ・ 北区公園総合整備構想に基づき、新規公園整備や大規模改修等の機会を捉え、公園規模等の諸条件に応じてインクルーシブな公園づくりを推進する。
- ・ 既存公園のバリアフリー化等の一度に対応が難しい場合でも、多様な利用者のニーズへの対応を検討し、部分的な改修を含め長期的な視点で取組む。

事例4：沿道施設等と連携した視覚障害者誘導用ブロック等の整備



事業概要

Google マップ→

生活関連経路 | 中央公園通り 北1256号【十-04】

特定事業 | 視覚障害者誘導用ブロックの改修(設置位置の改善)

事業主体 | 北区 土木部 道路公園課

関連する「共通の配慮事項」 |

- ・ 視覚障害者がブロックを利用することで不必要に曲がったり、遠回りになったり、看板や駐輪などに衝突することのないように、現地の状況に応じて敷設方法を個別に検討する。
- ・ 沿道の生活関連施設の利用状況やニーズを考慮し、必要に応じて施設入口へ連続的に誘導するブロックを設置する。(施設設置管理者と連携)

整備概要 |

- ・ 王子特別支援学校の歩道状空地を活用した視覚障害者誘導用ブロックの設置位置改善
- ・ 東京成徳大学前の横断歩道・エスコートゾーンの新設

整備に至った動機・背景 |

- ・ 当該路線は十条駅と特別支援学校や療育医療センター、障害者総合スポーツセンターなどをつなぐ路線であり、障害者が特に多く利用することから、かねてより視覚障害者誘導用ブロックの連続設置がされていたが、歩道のない区間ではガイドライン等もないことから、必ずしも適切と言えない整備方法の箇所があった。
- ・ 王子特別支援学校の建て替えに際し歩道状空地が整備されることから、歩道のない区間に設置していた視覚障害者誘導用ブロックを歩道状空地に移設できる可能性があると考え検討を開始。
- ・ かねてから横断歩道がなく、通常歩行者が車道を横断する場所でもないところで視覚障害者誘導用ブロックが横断している箇所が2箇所あり安全性について懸念していた。上記の整備を契機に、横断歩道設置位置の見直し及びエスコートゾーン新設についても併せて検討した。

検討プロセス

検討期間 | 令和2年度～令和5年度

関係者との調整経緯 |

認定NPO法人ことばの道案内(ことナビ)との調整

- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの現状の懸念点について協働で現地実査を実施。
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの複数の計画案について、現地で見通しなどの安全性を確認して整備方法を決定。

王子特別支援学校との調整

- ・ 整備された歩道状空地に視覚障害者誘導用ブロックを設置したく協議を実施。
- ・ 東京都教育財産使用許可書を取り交わし北区で視覚障害者誘導用ブロックを設置。

東京成徳大学との調整

- ・ 校舎正面に横断歩道を移設してエスコートゾーンを新設する計画を説明。
- ・ 交通管理者と協議するため、大学の視覚障害者誘導用ブロックの利用者数を聴取。

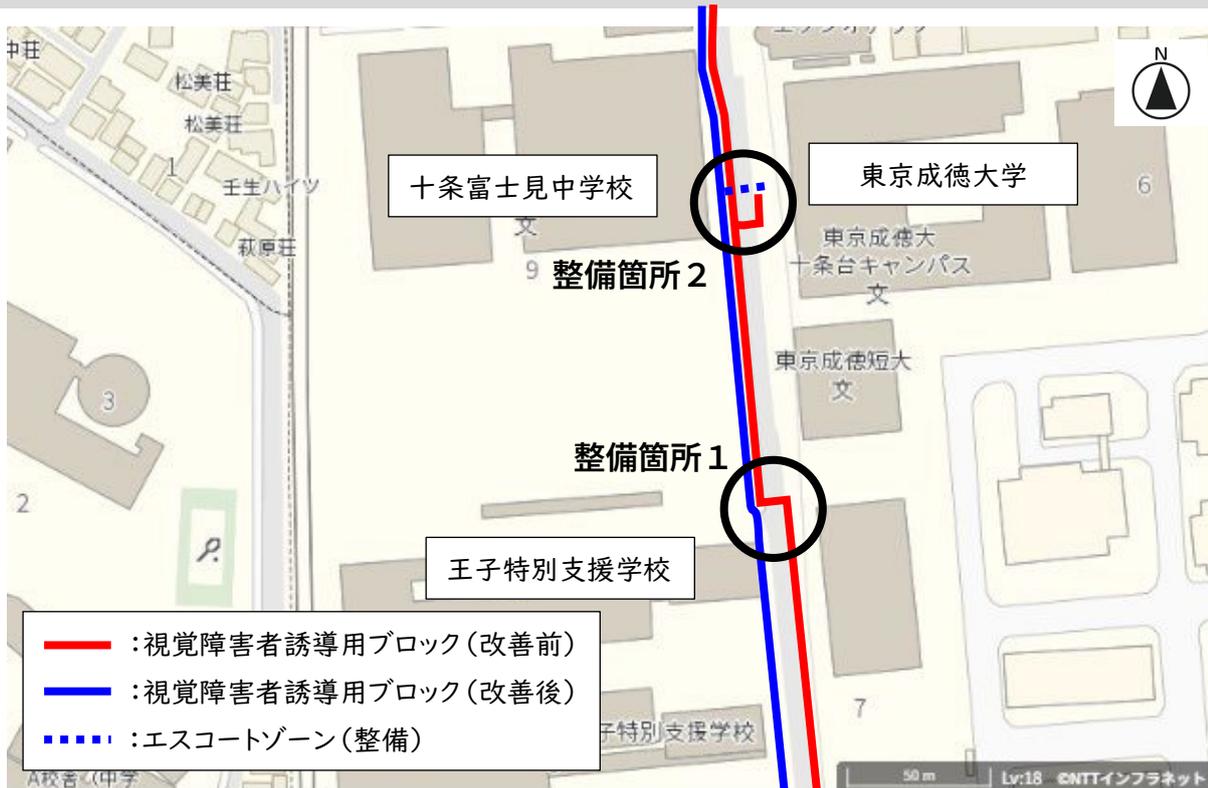
交通管理者との調整

- ・ 王子特別支援学校の歩道状空地が整備されたこと及び現地視覚障害者誘導用ブロックの利用実態に合わせた、横断歩道の移設及びエスコートゾーン新設の依頼について協議を実施。既存の横断歩道同士の離隔が100m以上必要なこと等基準を確認。
- ・ 東京成徳大学の校舎正面に横断歩道を移設し、エスコートゾーンを新設。

北区立十条富士見中学校との調整

- ・ 北区立十条富士見中学校の歩道状空地のすり付け部及び車止め支柱1基を移設し、車いす使用者等が通行できる有効幅員を改善確保。

整備状況



整備箇所1



改善後



途中から歩道が未整備のため、道路反対側の路側帯へ横断するように、車道部に視覚障害者誘導用ブロックを設置していた。

建て替えた王子特別支援学校における歩道状空地の整備と連携し、歩道と連続した視覚障害者誘導用ブロックを整備できた。

整備箇所2



改善後



東京成徳大学の入口に連続的に誘導をしていたが、動線が遠回りであり、横断歩道のない車道部に視覚障害者誘導用ブロックを設置していた。

校舎正面に歩道状空地のすり付け部を新たに設け、新しく横断歩道とエスコートゾーンを整備することで、動線が改善し、安全面も向上した。また、線状ブロックと点状ブロックの離隔を確保するため、線状ブロックは緩やかな曲線にて整備している。

成果

- ・ 歩道のない区間での視覚障害者誘導用ブロックを王子特別支援学校の歩道状空地に移設したことで、動線が改善され、安全面が向上した。
- ・ 横断歩道の無い箇所では車道を横断していた視覚障害者誘導用ブロックを解消。東京成徳大学校舎正門前にはエスコートゾーンを設置し安全面が向上した。
- ・ **担当者として本整備に関わったことにより、日ごろから路上の視覚障害者誘導用ブロックの配置や利用状況を見て、優良な点や改善点について意識するようになった。**

苦労した点

- ・ 事業を計画してから交通管理者との協議が整うまでに3年の期間を要した。
- ・ **調整先が複数あったため関係機関との協議を繰り返し複数回重ねた。**

残った課題

- ・ 当該路線は王子特別支援学校の大型バス等が車道を往来し敷地に入出入りすることから、視覚障害者誘導用ブロックの破損・劣化が懸念されるため、適切な維持管理が求められる。

展開方針

この事例における今後の展開・留意事項 |

- ・ 維持管理について、王子特別支援学校歩道状空地の維持管理は学校、東京成徳大学の校舎正門間口は大学、歩道状空地の視覚障害者誘導用ブロックは北区、横断歩道の路面標示やエスコートゾーンは交通管理者であるため、**今後も適切な状態を保つため各関係機関と連携して維持管理に努めていく。**

他の事例に生かしていきたい事項 |

- ・ **沿道施設の改修等に伴い、歩行者の移動経路に変化が生じた場合など、必要に応じて交通管理者と協議を行い、適切な位置での横断歩道の設置や、機会を捉えたエスコートゾーンの設置を推進する。**

事例5：当事者による施設見学会を踏まえた新設小学校のバリアフリー整備



事業概要

Google マップ→

生活関連施設 | 王子第一小学校

特定事業 |

- ・ エレベーターの設置
- ・ 車いす使用者が円滑に利用できるトイレの設置 ほか

事業主体 | 北区 教育振興部 学校改築施設管理課

関連する「共通の配慮事項」 |

- ・ 2階以上の施設には、エレベーターを設置する。
- ・ 車いす使用者が円滑に利用できるトイレを設置する（介助者の同伴など多様な動作が可能な十分な広さ、車いすの動線に配慮した設備配置、可動式手すり、大型ベッド、開閉しやすい扉の設置など）。ほか

整備概要 |

- ・ **王子第一小学校の新築工事にあたり**、移動等円滑化基準を踏まえたバリアフリー化整備を行い、**当事者による施設見学会を実施**した。

整備に至った動機・背景 |

- ・ 北区の学校施設は、「北区立小・中学校長寿命化計画」に基づき、計画的に更新を進めている。王子第一小学校についても、このような計画や「北区立小・中学校整備方針」に基づき整備を進め、新校舎の整備にあたっては移動等円滑化基準を遵守し、エレベーターやトイレ等のバリアフリー化を図った。

検討プロセス

検討期間 | 平成28年度～令和3年度

関係者との調整経緯 |

「基本設計検討会」の実施による検討

- ・ **教職員、保護者、学童、地域が推薦した代表者による基本設計検討会をワークショップ形式で全4回開催するとともに、先進事例の視察**（江戸川区立春江小学校）も行った。検討会での意見等を踏まえ、新校舎設計を行った。
- ・ 本検討会による検討のほかにも、**北区の関係部署との意見交換や、過去に行った王子特別支援学校の施設見学や教職員へのヒアリングなどを実施しながら設計**を行った。



<基本設計検討会の様子>

「施設見学会」の実施

- ・ **平成30年4月に開設したなでしこ小学校等複合施設について**、平成29年度に、北区バリアフリー基本構想推進協議会の区民部会による施設見学会を実施した。本施設見学会は、なでしこ小学校等複合施設の開設直前で概ね施工が完了していたため、**バリアフリーの観点で、良かった点や気になった箇所を確認し、改善可能な範囲で整備への反映を働きかけることや、意見交換の中で得られた成果等を他の施設整備に反映することを目的に実施**した。
- ・ **王子第一小学校については**、令和3年度に区民部会による施設見学会を実施し、全体的に段差がないことや、エレベーターや車いす使用者用トイレが整備されたことなどの高評価を得た。一方、**なでしこ小学校等複合施設の施設見学会の際に挙げた意見**（流し台や手洗い場には蹴込みがなく、車いす使用者が使用することができない、車いす使用者用トイレは介助者を想定した大きさや大型ベッドが必要、など）が反映されていないなどの指摘を受けた。



<王子第一小学校見学会の様子>

整備状況（主な整備内容について紹介）



車いす使用者用トイレ



エレベーター



手洗い場（蹴込みがなく、
車いすでは使用できない）

成果

- ・ 学校改築事業において、**特別支援学級やバリアフリーに関する利用者からの意見や指摘事項は、当事者のニーズに気付く大きな機会**と捉えており、関係部署等で共有しながら設計を進めることで、障害を持つ児童・生徒への意識が大きく高まったと感じている。

苦労した点

- ・ バリアフリー化のためには、各所に広いスペースを確保する必要があるが、敷地条件や法令の制約が建設地によって異なり、また、建物の総床面積にも一定の基準がある。限られた面積や予算の中で、誰もが使いやすい学校施設を目指し、関係者からの様々な意見を参考に設計を進めていくが、**意見の食い違いや使い勝手と法令の間で調整に苦労**した。

残った課題

- ・ **なでしこ小学校の施設見学会での意見が、王子第一小学校の整備に反映されていないことについて、改築事業に携わる関係部署や職員間の共有が不足していることが原因**と考えられるため、施設見学会等における**当事者意見の共有を徹底**し、可能な限り今後の学校改築に反映させていくことが必要である。
- ・ 早い段階で意見の反映を検討できていれば実現できたこととして、エレベーターの扉の窓ガラスの設置が挙げられる。王子第一小学校の後に整備した改築校では、既に導入しており、今後も導入を続ける予定である。

展開方針

- ・ 学校施設の改築・改修を進めるにあたっては、**本事例の共有を徹底し、可能な限り今後の設計に反映させる**よう努めていく。

事例6：視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内表示の設置



事業概要

Google マップ→

生活関連経路 | 東本通り 北1283号【赤-22】

特定事業 |

- ・ 視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内誘導の仕組みや表示方法等の検討
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置・改修（JIS規格適合・輝度比の確保・バス停留所及び生活関連施設への誘導）

事業主体 | 北区 まちづくり部 都市計画課、北区 土木部 道路公園課

関連する「共通の配慮事項」 |

- ・ 視覚障害者誘導用ブロックは、JIS規格に適合したものとし、舗装面との色の差による見やすさに配慮するとともに、経年劣化しにくい方法で設置する。
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内誘導の仕組みや表示方法等を検討する。

整備概要 |

- ・ JR赤羽駅から東京メトロ赤羽岩淵駅間を結ぶ東本通りの約500m区間について、北区バリアフリー基本構想推進協議会の区民部会での実地点検の意見等を踏まえ、視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内表示を設置した。



整備に至った動機・背景 |

- ・ 地区別構想の「共通の配慮事項」及び道路共通の特定事業に記載されている「視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内誘導の仕組みや表示方法等を検討する」を実践するため、検討着手した。
- ・ 令和3年度に、東本通りの視覚障害者誘導用ブロックの新設整備が予定されていたため、この機会を捉え、東本通りを案内表示設置検討対象とした。
- ・ 整備実施前に区民部会委員と現地確認を実施し、JR赤羽駅から東京メトロ赤羽岩淵駅の約500m区間について、それぞれの駅の方向を示す案内表示を設置するのは効果的との意見があった。

検討プロセス

検討期間 | 平成28年度～令和6年度

関係者との調整経緯 |

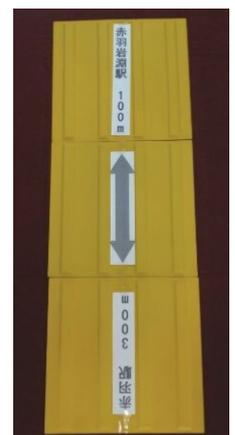
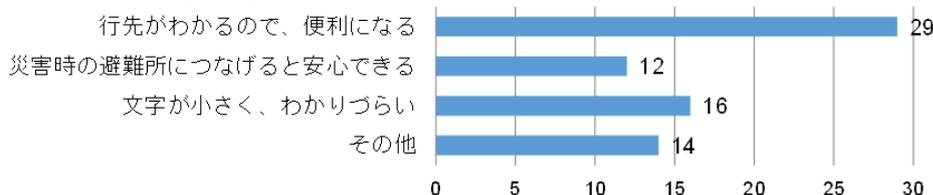
基本構想策定時の「まちあるき点検」で出された意見を「共通の配慮事項」に反映

- ・ 平成28年度に実施した赤羽地区でのまちあるき点検で、「視覚障害者誘導用ブロックそのものが案内サインになると、ユニバーサルデザインのまちの実現につながるのではないか」という意見が出されたことを受け、「共通の配慮事項」や道路共通の特定事業に位置づけるとともに、どのような形で実現するのが良いか、協議会等の機会を通じて検討することとした。

区民部会委員・事業者（生活関連施設・経路）からの意見収集

- ・ 行先案内表示のある視覚障害者誘導用ブロックを試作（右写真）し、平成30年度に行われた区民部会・事業者部会合同意見交換会の参加者を対象としたアンケート調査を実施した。

<アンケート調査結果>



【主な自由意見】

- ・ 通常の案内の補助的な表示として活用できると思う。表示方法や大きさは再考の余地があると思うが、有用な取組になるのではないかと。
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックが案内表示とともに生活関連施設等へ連続設置されると、健常者にとっても道しるべとなり、視覚障害者誘導用ブロックへの理解促進や認知向上につながる。

当事者参画による設置方法の検討

- ・ 令和3年度には、**基本構想の事務局（都市計画課）と道路管理者（道路公園課）、視覚障害（弱視）のある区民部会委員により、現地で具体的な案内表示の配置や表示方法を確認した（右写真）。**

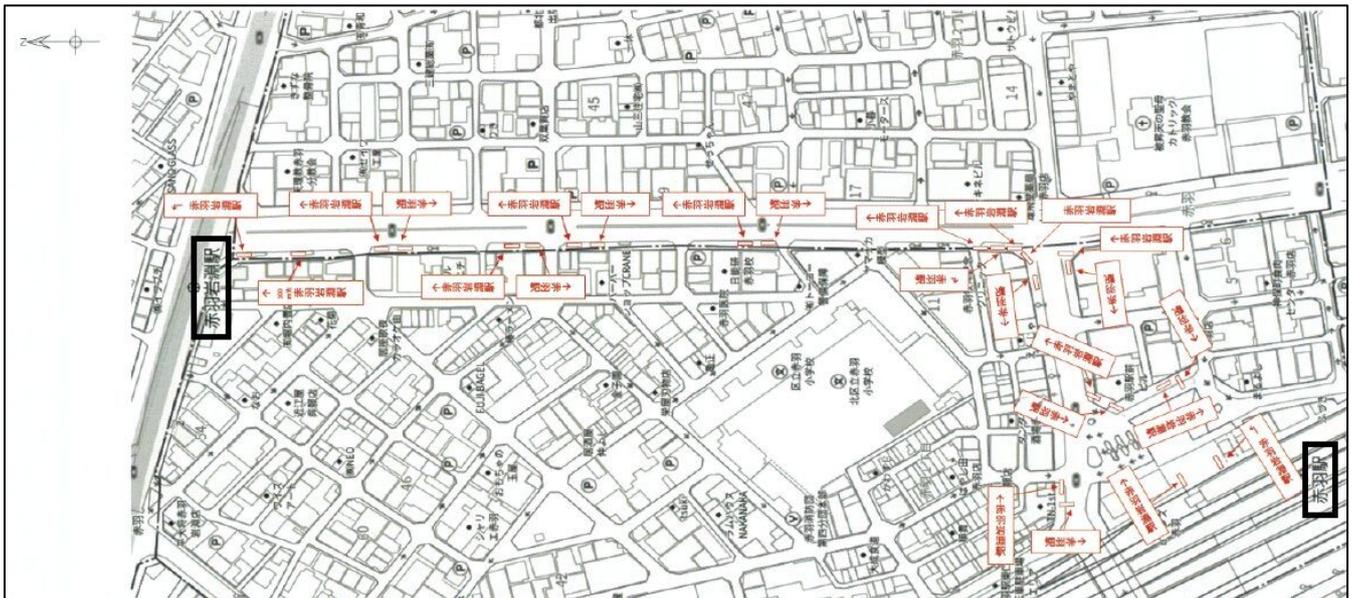


「まちあるき点検」の実施による検証・評価

- ・ 令和4年度の仮整備時及び令和6年度の整備完了後に**区民部会によるまちあるき点検を実施し、現地確認及び意見交換を行った。**
- ・ まちあるき点検では、**視覚障害者を誘導する機能に加え、視覚障害者以外の利用者が駅の方角を把握する機能を確保することができて良い取組であると評価いただいた一方で、視覚障害者誘導用ブロックの連続性が確保されていないことや、案内表示シールの視認性が低いことなどの指摘を受けた。**

整備状況

- ・ JR赤羽駅及び東京メトロ赤羽岩淵駅のそれぞれの方向を指し示す矢印のついた案内表示シールを交差点等の各分岐箇所に設置した（計25箇所）。
- ・ 東京メトロ赤羽岩淵駅の100m手前には、駅までの距離を示す案内表示シールを設置した。



成果

- ・ **明確な基準や指針等がない中で、当事者の意見を聞くことで検討を進める**ことができ、視覚障害者を誘導する機能に加え、視覚障害者以外の利用者也駅の方向を把握する機能を確保することができた。

苦労した点

- ・ 既存の視覚障害者誘導用ブロックは、場所により材質が異なり、埋込式のブロックで設置された箇所やアクリル樹脂系のシートにより設置されている箇所があった。案内表示シールを設置するには、それぞれの材質に適合した接着材及びシールを採用する必要があり、材料の選定に苦労した。
- ・ 一度案内表示シールを設置すると容易に剥がせないため、設置する箇所や明示する文言の検討に苦悩した。令和4年度に剥がすことのできる試験材料にて現地に割り付けして設置し、関係者と現地で配置の確認をした。令和5年度に使用材料を決定し、案内表示シール設置の本施工を実施した。

残った課題

- ・ 視覚障害者誘導用ブロックは、視覚障害者が杖を接地することで進行方向を察知するためのものであり、案内表示シールを設置することで、視覚障害者の支障にならないかとの疑念があり、当事者による検証を実施する必要があった。**令和6年度のまちあるき点検では、案内表示をすることには賛同を得たが、字の大きさや色づかい、規則性などについて改善意見があったため、より分かりやすい表示方法の検討が必要**である。
- ・ 設置した案内表示シートの劣化や剥がれにより利用者の支障にならないよう、適切な維持管理が必要である。

展開方針

- ・ 視覚障害者誘導用ブロックに「目の不自由な方のためのもので」という啓発シールを貼られていることは多いが、**案内表示を貼ることにより「利用者みんなにとって便利なもの」という考え方を広めていくことで、視覚障害者だけでなく、区民や来街者が一緒に大事に使っていくという発想の転換**につなげていく。
- ・ 区民部会の意見から実現した**区独自の取組**であり、このような取組をしていることを**広く区民等に知らせていく**。
- ・ 駅から主要な施設への生活関連経路や駅間の乗換経路、エレベーターや公衆トイレへの案内など、**案内表示の効果が高いと考えられる他路線についても設置導入を検討**する。

事例7：飛鳥山公園駐車場・中央公園駐車場のバリアフリー検討

事業概要

Google マップ→



生活関連施設 | 飛鳥山公園、中央公園・中央公園運動場

特定事業 | 十分な広さの車いす使用者用駐車施設の設置

(左:飛鳥山公園駐車場 右:中央公園駐車場)

(幅350cm以上、車両後方部の乗降スペースの確保)とわかりやすい案内の表示

事業主体 | 北区 土木部 道路公園課

関連する「共通の配慮事項」 |

- ・ 施設の出入口付近に十分な広さの車いす使用者用駐車施設(幅350cm以上、車両後方部の乗降スペースの確保)を設置し、案内をわかりやすく表示するとともに、適切な利用を促すように利用者への啓発を行う。

整備概要 |

- ・ 基本構想に位置づけた「共通の配慮事項」を踏まえ、車いす使用者用駐車施設における車両後方部の乗降スペースを確保するための整備を行った。

整備に至った動機・背景 |

- ・ 駐車場における車いす使用者用駐車施設は、移動等円滑化基準では、車両のドアを全開にして乗降ができるように、幅350cm以上とすることとされ、奥行きに関しては規定がない。
- ・ **基本構想の策定時に、当事者から車いす用リフト付き福祉車両等の駐車や乗降にも配慮する旨の意見**があり、車いす使用者用駐車施設は、適切な幅の確保に加え、車両後方部の乗降スペースを確保することを「共通の配慮事項」に位置づけた。
- ・ **この経緯を熟知している基本構想策定時の区担当者が、実際に整備を行う担当課(道路公園課)に異動したことにより、移動等円滑化基準の枠を超えて、「共通の配慮事項」を踏まえた整備を具体的に検討した。**
- ・ 飛鳥山公園駐車場については、令和2年度に渋沢栄一翁の生涯を題材にしたドラマ放映が始まり、飛鳥山公園内に位置する飛鳥山博物館内に「大河ドラマ館」が設置されたことを受け、観光客に対応するため公園駐車場を全てバス専用とした。放映終了後、駐車区画を元に戻す機会を捉え、「共通の配慮事項」を踏まえた車いす使用者用駐車施設を整備した。
- ・ 中央公園駐車場については、既存の車いす使用者用駐車施設の周りに余裕があったため、車両後方部の乗降スペースを確保するための改修を実施した。

検討プロセス

検討期間 | 令和3年度

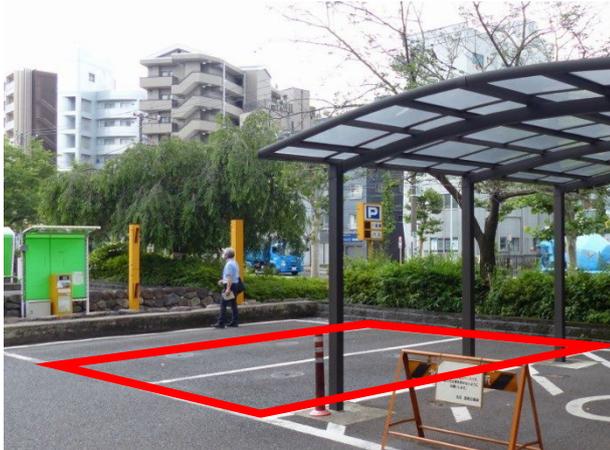
関係者との調整経緯 |

「まちあるき点検」の実施

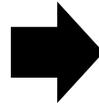
- ・ 車いす使用者用駐車施設の車両後方部の乗降スペースの確保にあたり、関係者との調整は実施していないが、令和6年度に、北区バリアフリー基本構想推進協議会の**区民部会によるまちあるき点検を実施**し、「共通の配慮事項」を踏まえて整備した**飛鳥山公園駐車場の点検及び意見交換を実施**した。
- ・ まちあるき点検では、**車両後方部も含め、十分なスペースが確保されており、車両の左右両側にも斜線表示でスペースを確保している良いなどの高評価**を得た。
- ・ 車両の動線を考慮すると、新たに整備した広い駐車施設の部分に屋根をつけることはできなかったが、この場所が車いす使用者用駐車施設として確保されることで、隣接した屋根のある部分に車いすを乗降させることも可能であり、柔軟に運用することで便利に使えるのではないかと意見があった。

整備状況

飛鳥山公園駐車場

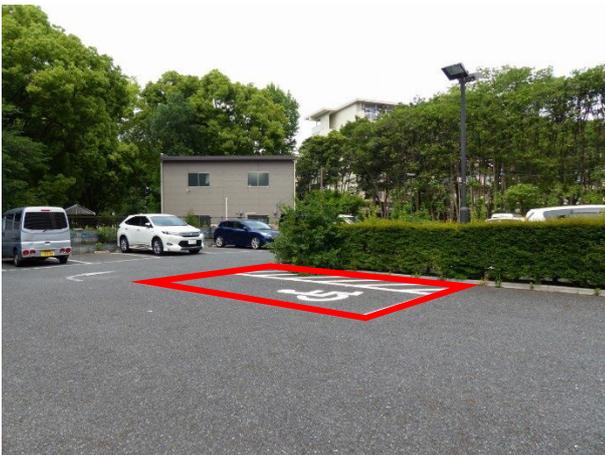


整備後

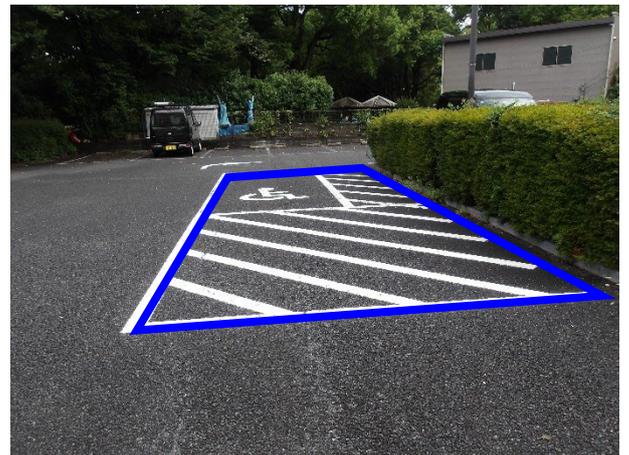
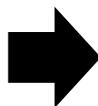


- ・ 一般乗用車の駐車区画2台分を、車いす使用者用駐車施設（幅5.5m×奥行8.4m）に整備した。

中央公園駐車場



整備後



- ・ 既存の車いす使用者用駐車施設に、車両後方部の乗降スペースを確保した（幅3.5m×奥行9.5m）。

成果

- ・ 基本構想の策定や、当事者との意見交換等を経験したことにより、バリアフリーの考え方や「共通の配慮事項」を意識して、実際の整備に反映することができた。

苦労した点

—

残った課題

- ・ 令和6年度の飛鳥山公園駐車場のまちあるき点検では、車いす使用者用駐車施設については高評価を得たが、駐車場と公園のアクセス経路について、勾配が急な箇所があるなどのご意見があった。また、車両の動線と歩行者動線が重なってしまうため、歩行者動線部分を線で表示しているが、ピクトグラムでの表示や乗降前後に退避できる場所の明確化についてご意見があった。これらの意見を踏まえた整備改善が求められる。

展開方針

- ・ 車いす使用者用駐車施設については、他施設でも同様の整備が実施できるように検討を進める。
- ・ 施設の整備にあたっては、基本構想に位置づけた「共通の配慮事項」に基づいて整備ができるように十分に留意するとともに、積極的に当事者意見の収集する機会を設けるように努める。

◆知見の総括

・紹介した7つの事例から得られた知見のポイントを以下に整理しました。

表 知見のポイント

場所		知見のポイント
事例1	JR 浮間舟渡駅 駅前広場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定のプロジェクトにおいて会議体を設けて検討することで、道路管理者、鉄道事業者、バス事業者、交通管理者、公園管理者等が課題を共有しながら連携して整備を進めることができた。 ・ 計画段階から完成後まで一貫した当事者参画を行い、実現できなかった要望も含め、合意を得て整備を実現した。 ・ 検討プロセスや当事者参画手法を知見とりまとめとして公表し、他事業への展開を図っている。
事例2	NTC (ナショナルトレーニングセンター)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「アクセシブルルート」として設定し、一体的にワーキング形式で整備方針を検討・共有したことにより、管理者が異なる経路を含め、連続性をもって目的地までのバリアフリー化を実現した。 ・ 当事者と施設管理者を含む合同実地点検により、施設管理者が課題を十分理解し、整備方針に反映することができた。
事例3	赤羽台けやき公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ インクルーシブな公園づくりを当初より目標として、区民参画による検討を行ったことにより、意見を反映した整備が実現した。 ・ 公園づくりワークショップ・子どもへのアンケート・区民部会による意見交換と多様な方法での意見収集により幅広いニーズを確認できた。
事例4	中央公園通り (生活関連経路： 北1256号 【十-04】)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の整備機会を捉えて、施設設置管理者と道路管理者・交通管理者が連携することにより、懸案事項であった道路における課題を解消できた。 ・ 検討の経験を通じ、道路管理を担当する職員のバリアフリー整備に対する意識の向上が図られた。
事例5	王子第一小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民参画ワークショップや先進事例視察を通じて、基準適合を前提に、多様な意見を反映した施設整備が実現した。 ・ 区民部会で複数施設を確認したことで、過去に確認した施設で指摘された意見が次の施設整備に十分反映できていなかったことがわかり、情報共有・知見の展開の必要性を認識した。
事例6	東本通り (生活関連経路： 北1283号 【赤-22】)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民意見で出されたアイデアを基に検討を重ね、明確な基準や指針等がない中で区独自の取組みを実現した。 ・ 試行と改善を繰り返す中で整備手法が確立されていく可能性があり、今後、他路線への適用が期待される事例となった。
事例7	飛鳥山公園駐車場・ 中央公園駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本構想策定時の区担当者が、実際に整備を行う担当課に異動したことにより、当事者の視点や整備の考え方等に理解があり、「共通の配慮事項」を踏まえた整備が実現した。

- ・これらの事例からバリアフリー整備において特に重要なポイントを以下に整理します。特定事業の実施にあたり、可能な限り多くの事業で、このような意識を持って取り組んでいくことが求められます。

① 当事者と施設設置管理者等と一緒に現地を確認し、課題を共有すること

➡基準類や「共通の配慮事項」を文章として読むだけではなく、**現地で実際の使い勝手を想像**し、整備のあるべき姿を**当事者の意見を聞きながら理解**することで、工夫をしながら整備することにつながります。

② 関連する事業者が連携して取り組むこと

➡各種整備においては、交通事業者や交通管理者、建築主、道路管理者、公園管理者など、関係者との協議を行いながら事業を進めるプロセスが発生しており、解消したい**課題を共有しながら協議**を行うことで整備の実現につながっています。特に多くの関係者が関わる整備においては、**会議体を設けて当事者を含めた議論の場**を設けることが有効であり、そのための**検討期間を確保**する必要があります。

③ 計画段階から意見の反映を行うこと

➡区民部会のまちあるき点検では、完成直前や完成後の状況確認をすることが多く、**その時点では改善が難しい意見**が出されることが多くありました。「多様な利用者が安全に移動・利用しやすい施設整備」を**当初から整備コンセプトに掲げ、「当事者参画」を位置づける**ことで、より多くの意見を実際の整備に反映する機会を設けることが可能になります。

④ 事業者や職員等の意識を高めること

➡基本構想の検討や当事者意見を反映した整備プロセスに直接関わり、様々な障害特性等を理解することで、事業者や職員だけでなく、当事者自身の新たな**「気づき」につながり、意識が高まっている**ことがうかがえます。バリアフリー化を直接の目的としない施設整備の場合でも「共通の配慮事項」に沿った整備を実現できる可能性があります。そのためには**日頃から「共通の配慮事項」を理解し、当事者目線の意識をもって事業に取り組む**ことが必要です。

⑤ 事後評価から得られた知見を展開し、より望ましい整備につなげていくこと

➡当事者意見を可能な限り反映した事例でも、必ず課題が残ります。**整備完了後に当事者参画による評価**を行い、課題を確認し、可能な限り改善したうえで「知見」として残し、事業者間で展開していくことが重要です。次の整備の機会、または別の場所で行われる同様の整備の機会に、より望ましい整備となるように**更なる創意工夫を重ね、スパイラルアップを図る**ことが望まれます。そのための指針として、**本知見集を活用**することが期待されます。

5 今後の展開

●まちあるき点検の継続

- ・ 今後も区民部会による「まちあるき点検」を継続的に実施し、当事者意見の収集を行います。

●知見集の活用

- ・ 本知見集については、関係事業者に周知し、基本構想に定める「共通の配慮事項」とあわせて、それぞれの事業推進の中で配慮した取組を実施していただけるよう協力を依頼していきます。
- ・ 現行基本構想が令和7年度で目標年次を迎えることから、次期基本構想が検討される際は、本知見集の内容を踏まえ、より充実した基本構想となるよう検討します。

●当事者との意見交換機会の創出

- ・ 当事者目線に立った整備を実現するためには、当事者の意見を直接聞くことが最も有効です。
- ・ 特に大規模事業や高齢者、障害者等が多く利用する施設の整備や改修について、基準やガイドラインを確認しても整備手法に迷う部分がある場合などでは、積極的に障害当事者等との意見交換の機会を設けるよう、協議会を通じて働きかけを行います。
- ・ 各整備の段階で当事者参画による効果は異なるため、事業の状況に応じ複数回の点検や意見交換を行い、スパイラルアップを図ることが求められます。

参考資料

- 北区バリアフリー基本構想 <北区ホームページ>

<https://www.city.kita.tokyo.jp/toshikeikaku/kyougikai/kihonnkousou.html>

- 障害特性について <東京都福祉局 ハートシティ東京 ホームページ>

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/tokyoheart/shougai/tokusei.html>

- 当事者参画で進めるユニバーサルデザインの施設づくりハンドブック <東京都福祉局 ホームページ>

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/machizukuri/toujisyu_handbook

- これまでのまちあるき点検施設

年度	地区	区分	確認箇所・施設名
平成 27 年度	-	旅客施設	JR 王子駅
			東京メトロ王子駅
		道路	王子駅周辺、権現坂、北本通り、区役所通り、カルチャーロード、明治通り、北とぴあ前、都電荒川線横断部、音無橋エレベーターほか
		建築物	北区役所
平成 28 年度	赤羽地区	旅客施設	アスカルゴ(飛鳥山公園)
			王子駅前公園
			音無親水公園
			JR 赤羽駅(駅前広場含む)
			東京メトロ赤羽岩淵駅
		東京メトロ志茂駅	
		JR 浮間舟渡駅(駅前広場含む)	
		JR 北赤羽駅(駅前広場含む)	
		道路	赤羽交差点
		その他道路	
		建築物	赤羽区民事務所
			赤羽ふれあい館
			元気ふらぎ
			赤羽文化センター
			赤羽郵便局
			赤羽中央総合病院
イオン赤羽北本通り店			
イトーヨーカドー赤羽店			
三菱東京 UFJ 銀行赤羽駅前支店			
赤羽北区民センター			
浮間図書館			
ライフ北赤羽店			
ライフアクトピア北赤羽店			
マルエツ浮間舟渡店			
都市公園	赤羽緑道公園		
赤羽台公園			
都立浮間公園			

年度	地区	区分	確認箇所・施設名
平成 29 年度	滝野川地区	旅客施設	JR板橋駅(駅前広場含む)
			都電滝野川一丁目停留場
			JR尾久駅(駅前広場含む)
			都電荒川車庫前停留場
			東京メトロ西ヶ原駅
			JR上中里駅
			JR田端駅(駅前広場含む)
			JR駒込駅
		道路	霜降銀座商店街
			駒込銀座商店街
			その他道路
		建築物	北区役所滝野川分庁舎
			滝野川西分室
			滝野川東区民センター
			昭和町区民センター
			滝野川区民事務所
			東田端分室
			東田端ふれあい館
			防災センター・滝野川体育館
			田端文士村記念館
			花と森の東京病院
			東京東信用金庫滝野川支店
			城北信用金庫尾久駅前支店
			コモディイイダ滝野川店
			ホテルメッツ田端
		なでしこ小学校等複合施設	
		都市公園	滝野川公園
都立旧古河庭園			
西中里公園			
平成 30 年度	王子地区	旅客施設	JR十条駅(駅前広場含む)
			JR東十条駅
			東京メトロ王子神谷駅
			東京メトロ王子駅
			JR王子駅(駅前広場含む)
			都電王子駅前停留場
		道路	北本通り、東十条商店街、王子駅前交差点、権現坂、音無橋付近、紅葉橋交差点、豊島五丁目団地前、コミュニティ道路、浮間舟渡駅駅前広場ほか
		建築物	東十条区民センター
			上十条区民センター
			豊島区民センター
			北区役所第一庁舎
			北とぴあ
			王子区民センター
			都立北療育医療センター
			育ち愛ほっと館
			中央図書館
			中央公園文化センター
			たいよう事業所(旧豊島北中学校)
		飛鳥山博物館	
		中央総合病院	

年度	地区	区分	確認箇所・施設名
平成30年度	王子地区	建築物	みずほ銀行十条支店
			王子郵便局
			城北信用金庫梶原支店
			ダイエー豊島団地店
			ホームセンターコーナン王子堀船店
		サンスクエア(東武ストア王子店)	
		都市公園	堀船公園
			飛鳥山公園
			王子駅前公園
令和元年度	赤羽地区	道路	赤-05:赤羽並木通り(赤羽台トンネル脇エレベーター)、赤-22:東本通り、赤-39:赤羽体育館前、浮-01:赤羽並木通り、生活関連経路(袋小学校通学路:ゾーン30)、桐-03、07、08、11:ROUTE2020トレセン通り及び周辺道路、浮間舟渡駅駅前広場
		建築物	赤羽北さくら荘(旧北園小学校:特別養護老人ホーム・認可保育所)
			赤羽体育館
		ナショナルトレーニングセンター 屋内トレーニングセンター・イースト	
その他	赤羽駅東口公衆トイレ		
令和2年度	滝野川地区	旅客施設	JR 板橋駅
			JR 駒込駅(東口)
		道路	JR 板橋駅東口駅前広場
			北70号、北353号
		建築物	JR 田端駅北口駅前広場
			滝野川第二小学校
田端文士村記念館			
	ホテルメッツ田端		
令和3年度	王子地区	道路	生活関連経路:十-04、07
		建築物	十条台区民センター(十条台ふれあい館・十条台地域振興室・十条台子どもセンター・障害者福祉センター・十条台高齢者あんしんセンター)
			北区立いきがい活動センター「きらりあ北」
			都立北療育医療センター
			中央公園文化センター
			みずほ銀行王子支店
			王子第一小学校
		都市公園	中央公園・中央公園運動場
令和4年度	赤羽地区	道路	赤-03、05、22、34
		都市公園	赤羽台けやき公園(新設)
令和5年度	赤羽地区	道路	赤-03
		建築物	医療法人財団逸生会大橋病院
	滝野川地区	建築物	滝野川体育館
		都市公園	滝野川公園
令和6年度	王子地区	都市公園	飛鳥山公園・飛鳥山公園駐車場
	赤羽地区	道路	赤-22

バリアフリー整備における知見集 ～北区バリアフリー基本構想の推進から～

令和8年3月発行

刊行物登録番号

7-1-099

発行 東京都北区都市計画課
〒114-8508
東京都北区王子本町一丁目 15 番 22 号
電話 03-3908-9152

